

運転者職場環境良好度（働きやすい職場）認証促進助成金交付要綱

令和3年2月24日制定

令和6年4月1日一部改正

(一社)群馬県トラック協会

(目 的)

第1条 この要綱は、一般社団法人群馬県トラック協会（以下「協会」という。）の会員が、運転者職場環境良好度（働きやすい職場）認証制度（以下「働きやすい職場認証制度」という。）に係る認証を新規登録又は更新（以下「認証・登録」という。）した場合、その費用の一部を助成することにより、本制度の普及を図るとともに、働きやすい職場づくりを促進することを目的とする。

(定 義)

第2条 本要綱における用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「働きやすい職場認証制度」とは、労働条件や労働環境の改善に取り組む事業者を見える化するために国土交通省が創設し、実施団体として指定した一般財団法人日本海事協会が運営する認証・登録の制度をいう。

(2) 「会員」とは、協会定款に定める会員をいう。

(助成対象)

第3条 助成対象は、認証・登録のために要した経費を対象とし、その認証・登録の効力が発生する日の属する事業年度において助成金を交付する。なお、当分の間、前事業年度に認証・登録の効力が発生した分についても、助成の対象とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、1会員につき1事業年度に1回とし、30,000円とする。

(助成金の交付申請)

第5条 会員は、働きやすい職場認証制度の認証・登録を受けた場合、協会に助成金の交付申請をすることができる。

2 前項の申請は、別紙様式の「働きやすい職場認証制度促進助成金交付申請書(請求書)」により行うものとする。その際、「働きやすい職場認証登録証(写)」及び「働きやすい職場認証・登録に係る料金の領収書(写)」を添付しなければならない。

3 助成金の最終交付申請期限は、事業年度の3月19日とする。但し、予算枠に達した時点で受付を終了する。

(助成金の交付)

第6条 協会は、前条による助成金の交付申請があった場合には、その内容を精査し、申請受付月の翌月末日までに会員に交付するものとする。

(報告の義務)

第7条 助成金の交付を受ける会員は、協会が必要と認めた場合には、協会に対して所要の報告を行わなければならない。

(付 則)

1 この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

(付 則)

1 この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

別紙様式

令和 年 月 日

働きやすい職場認証制度促進助成金交付申請書(請求書)

一般社団法人群馬県トラック協会長 様

所在地
申請者名
代表者名
担当者名
電話番号

印

働きやすい職場認証制度に係る認証・登録【新規取得 / 更新】をしましたので、促進助成金交付要綱第5条に基づき、下記のとおり申請（請求）いたします。

記

1 助成申請額 _____ 円

2 助成金振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 その他	支店
預金種別	普通・当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

※ 添付書類

- (1) 働きやすい職場認証制度 認証登録証書(写)
- (2) 認証・登録に係る料金の領収書(写)